

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和3年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第80号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、9月16、17日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例

本案は、東町運動公園体育館に増設する大型映像装置の利用料金に係る規定を追加するものであり、大型映像装置の維持管理及び運用に関する事項について、想定される利用形態や効果等について、種々質疑応答を重ねました。

また、体育施設等の都市公園に関する事項として、ネーミングライツ導入の考え方や樹木等の維持管理についても質疑応答を行い、委員から、「樹木については、景観に配慮しながら、維持管理の効率化に努め、市民スポーツの環境向上を図りたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）

本案は、マイナンバーカードの交付率向上を図るため、出張申請受付会場における申請者に対し、クオカードの配布に要する経費について、補正措置を講じるものであり、本市におけるマイナンバーカードの取得率について、取得率向上に向けたこれまでの取組とその効果及び今後予定している取組等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 報告第49号 専決処分について（水戸市手数料条例の一部を改正する条例）

本件は、水戸市手数料条例について、関係法令の改正に伴い、個人番号カードの再発行手数料に係る関係規定の削除を行ったものであり、本市における再発行の状況等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、承認すべきものと決定いたしました。

以上のほか、報告第48号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正

予算（第４号）（ただし、別表中歳出を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

記

議案第８０号

原案を認め、次の意見を付する。

意見

東町運動公園体育館の大型映像装置については、効率的な運用に向けた施設の利用計画を検討するとともに、安全対策についても十分に留意し、多くの市民が気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる施設運営に努められたい。

議案第８７号（ただし、第１表中歳出中第３款、第４款、第７款、第８款及び第１０款並びに第２表継続費補正を除く）

原案を認める。

報告第４８号（ただし、別表中歳出を除く）、報告第４９号
以上、承認する。

上記のとおり報告する。

令和３年９月２８日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

総務環境委員会

委員長 高 倉 富 士 男